

臼杵市空き家改修事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

臼創第0401003号

(趣旨)

第1条 この要綱は、臼杵市空き家バンク制度を利用して登録した物件を活用して臼杵市に定住することを促進するため、臼杵市空き家改修事業補助金を予算の範囲内において交付することについて、臼杵市補助金等交付規則（平成17年臼杵市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 定住 永く住むことを前提に臼杵市内に住所を有し、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (2) 空き家 空き家バンク制度（臼杵市空き家バンク制度要綱（平成26年臼杵市告示第21号。以下「制度要綱」という。）に定めるものをいう。以下同じ。）に登録されている空き家又は空き家マッチングチーム（大分県が実施する空き家購入及び賃貸希望者の個別ニーズに沿ったオーダーメイドによる物件探索を行い、所有者等との円滑なマッチングを図るシステム）により契約が成立した物件をいう。
- (3) 所有者 空き家バンク制度に登録された空き家の所有者又は管理者をいう。
- (4) 利用者 制度要綱第2条第3号に規定する利用登録者で、かつ、空き家バンク制度を利用し、空き家を賃借し、又は購入した者をいう。
- (5) 移住者 前項に定める利用者の内、空き家に居住する前に本市の住民基本台帳に記載されていなかった者で、空き家に居住した後に本市の住民基本台帳に記載される予定又は記載された者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる要件を全て満たす利用者
 - ア この補助金の交付を受けてから5年以上臼杵市に定住しようとする者
 - イ 空き家を購入した場合で当該空き家の前所有者が3親等内の親族でないこと又は空き家を賃借した場合で当該空き家の所有者が3親等内の親族でないこと。
 - ウ 空き家の居住前に本市の住民基本台帳に記載されていた者にあつては、空き家の居住前に賃貸住宅に居住していたこと。
- (2) 市長が特に必要と認める者

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が自ら定住する目的で購入又は賃貸した空き家の改修を行う事業であって、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次の表に掲げるとおりとし、同一の世帯に対し1回に限り交付するものとする。

補助の種類	工事の種類	対象経費	補助率	限度額
改修工事型	移住者が民間事業者 に依頼し改修工 事を行うもの	台所、浴室、便所、洗面所、内 装、屋根、外壁等の改修その他 住宅の機能向上のために行う 修繕及び設備改善に要する経 費	1 / 2 以内	100万円
	第3条第1号ウに 定める利用者が民 間事業者に依頼し 改修工事を行うも の			50万円
リフォーム 工事型	移住者が自己若し くは親族等により 自らリフォーム工 事を行うもの又は	住宅の機能向上のために行う 修繕及び設備改善に必要な原 材料費	1 / 2 以内	30万円
	一部リフォーム工 事について民間事 業者に依頼しリフ ォーム工事を行う もの	工具や足場等、工事に必要な資 機材の借りに要する経費	1 / 2 以内	20万円
		台所、浴室、便所、洗面所、内 装、屋根、外壁等の改修その他 住宅の機能向上のために行う 修繕及び設備改善に要する経 費(工事内容が重複するものは 除く。)	1 / 2 以内	25万円

2 前項の規定により算出した各補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の申請は、白杵市空き家改修事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、市長が別に定める期日までに次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
 - (2) 改修工事に係る見積書の写し
 - (3) 改修工事の対象となる住宅の平面図
 - (4) 住民票謄本
 - (5) 納税証明書（滞納がないことを証する書面）
 - (6) 空き家に居住する前の住宅の賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類（第3条第1号ウに定める利用者が申請者の場合）
 - (7) 住宅の賃貸借又は売買に係る契約書の写し（利用者が申請する場合）
 - (8) 所有者の承諾書（賃貸する利用者が申請者の場合）
 - (9) 暴力団等でない旨の誓約書
- （補助条件）

第7条 この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間整備保管すること。
- (4) 補助事業により改修工事を行った住宅をこの補助金の交付の決定を受けた日から10年以内に取り壊し、若しくは売却し、又はリフォーム工事を行った住宅をこの補助金の交付の決定を受けた日から5年以内に取り壊し、若しくは売却し、又は5年以内に当該住宅から転居しないこと。
- (5) 本市の住民基本台帳に記載されていない者にあつては、次に掲げる事項に該当すること。
 - ア 改修工事を行う場合 市が実施する移住又は定住事業に協力し早期の売却又は賃貸契約の締結に協力すること。
 - イ リフォーム工事を行う場合 申請日の属する年度と同一の年度内に臼杵市に転入すること。
- (6) 改修工事型及びリフォーム工事型による改修工事は、臼杵市内に本店又は営業所等を有する事業者へ依頼して施工すること。

（補助金の交付決定の通知）

第8条 この補助金の交付決定通知は、臼杵市空き家改修事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（変更等の承認申請及び決定）

第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、その交付決定を受けた額の2割を超える額を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、あらかじめ臼杵市空き家改修事業補助金変更・中止申請書（様式第4号）を、変更等の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定内容を変更、又は取消す場合は臼杵市空き家改修事業補助金変更・取消承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 実績報告は、臼杵市空き家改修事業実績報告書（様式第6号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

（1） 改修工事の請負契約等に係る請求書又は領収書の写し

（2） 完成写真（改修箇所の分かるもの）

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定の上、臼杵市空き家改修事業補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 この補助金の交付を請求しようとする者は、前条に規定する実績報告を行った後、臼杵市空き家改修事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、この補助金を精算払の方法により交付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（重複交付の禁止）

第13条 臼杵市景観保全形成事業補助金、おおいた安心住まい改修支援事業、木造住宅耐震改修工事支援事業に基づく補助金の交付を受けた場合は、この補助金は交付しないものとする。

（交付決定の取消し、補助金額の変更及び補助金の返還）

第14条 市長は、この補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（1） 改修工事については対象住宅を交付日から10年未満で取り壊し、又は売却したとき、リフォーム工事については対象住宅を交付日から5年未満で取り壊し、又は売却したとき。

（2） 交付日から5年未満で転出し、又は転居したとき。ただし、引き続き移住者用の住宅

として空き家情報提供事業に登録する場合はこの限りでない。

(3) 申請日の属する年度と同一の年度内に対象住宅に移住者が市内に転入しないとき。

(4) 市税の滞納が発生したとき。

(5) 交付決定者が白杵市移住支援事業における移住支援金に係る交付決定通知を受けたときは、本補助金の交付を取り消すものとする。この場合、交付決定者は当該交付決定通知書の写しを市長に提出するものとする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は規則の規定に違反したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に空き家の契約を希望し、不動産事業者への仲介依頼に至った利用者に対する補助金の交付については、改正後の白杵市空き家改修事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。